

奈良県告示第二百四十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

令和五年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

一 名称 御所特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 御所市内の古瀬山山頂を起点として、同所から東進しヤ谷源流に至り、同所から同谷を東進し、J R和歌山線の軌道との交点に至り、同所からJ R和歌山線を南進し、J R吉野口駅に至り、同所から奥の谷を西進し、尾根に至り、同所から同尾根を北進して起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三 存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

一 名称 栗坂、鳥井戸、小殿特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 御所市内の大字栗坂と大字朝町の字界と朝町川との交点を起点とし、同所から下流へ北西進し、市道葛城八八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道三二六小殿栗坂線との交点に至り、同所から葛城川に沿って南進し、大字鳥井戸と大字五百家の字界との交点に至り、同所から同字界を南東進し、さらに北進、南東進、北東進、後に北西進し、大字鳥井戸と大字五百家及び大字朝町の字界との交点に至り、同所から大字鳥井戸と大字朝町の字界を北進し、大字鳥井戸と大字栗坂及び大字朝町の字界との交点に至り、同所から大字栗坂と大字朝町の字界を東南東進し、北北東進し起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三 存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

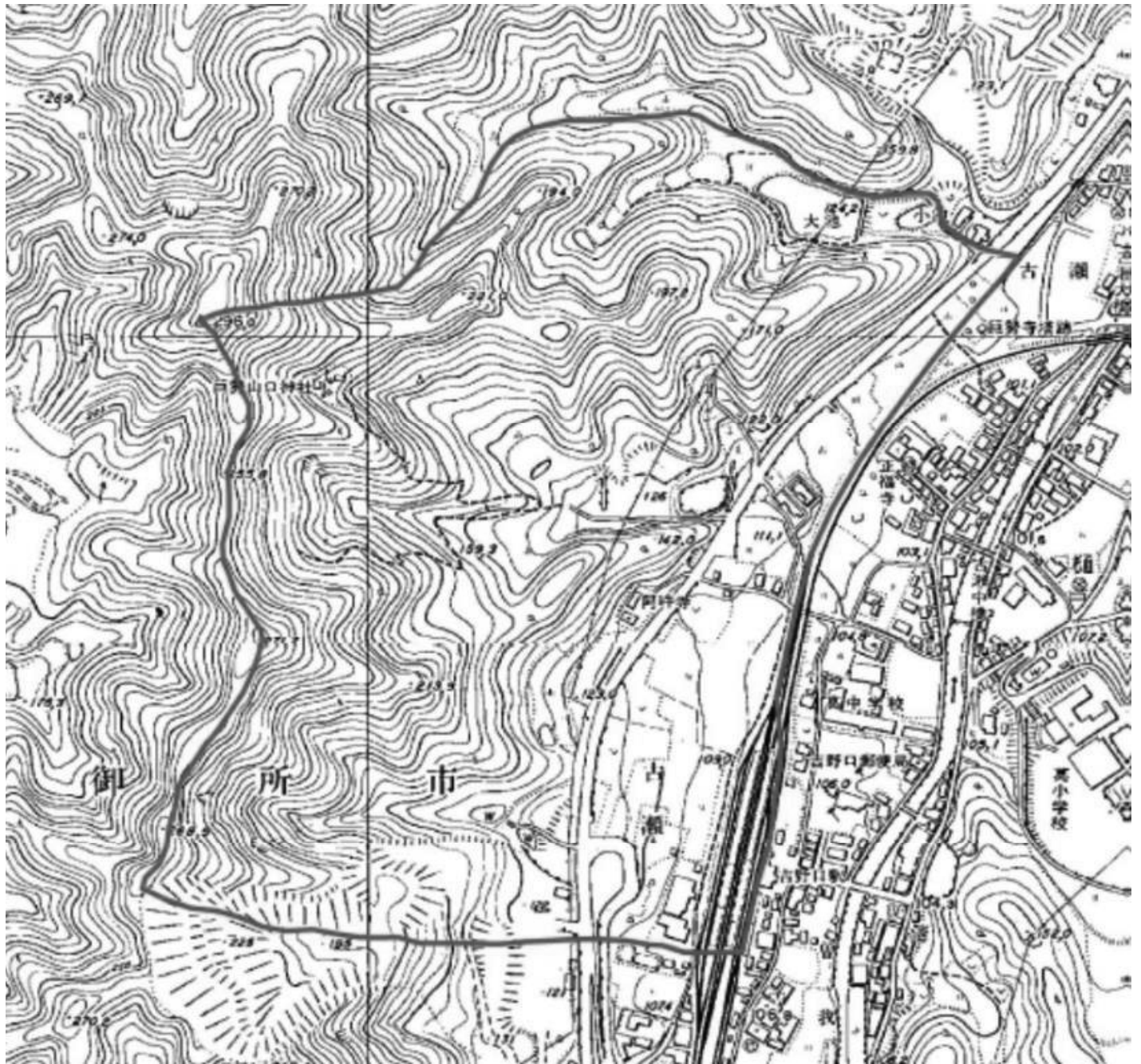
一 名称 御所南東部特定猟具使用禁止区域（銃）

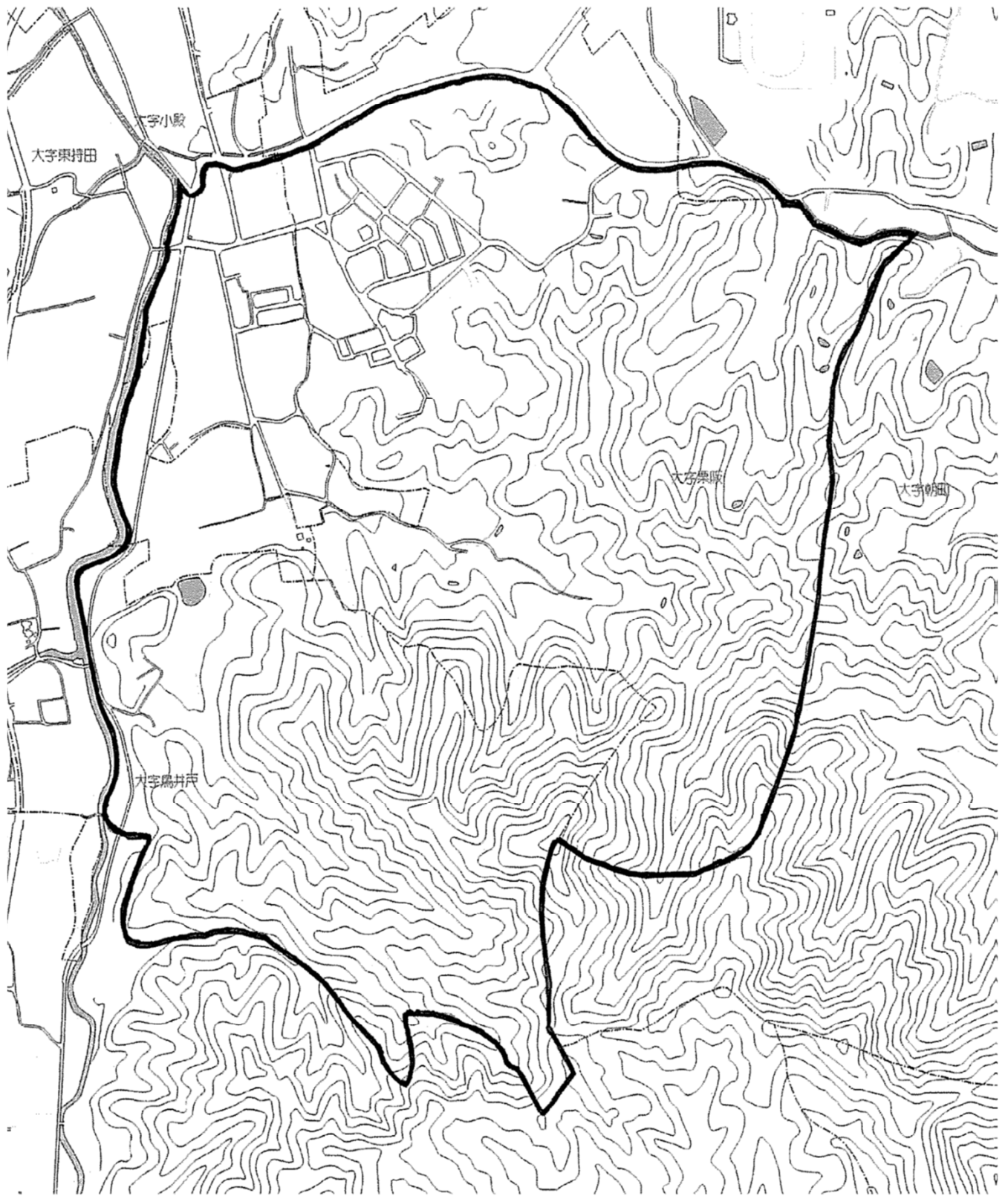
二 区域 一般国道三〇九号と一般国道二四号との交点を起点として、大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）の境界に沿って南進し、金剛葛城鳥獣保護区との交点に至り、その境界を西進、南進し、御所市と五條市との境界に至り、その境界を東進し、重阪牧場特定猟具禁止区域（銃）との交点に至り、その境界に沿って

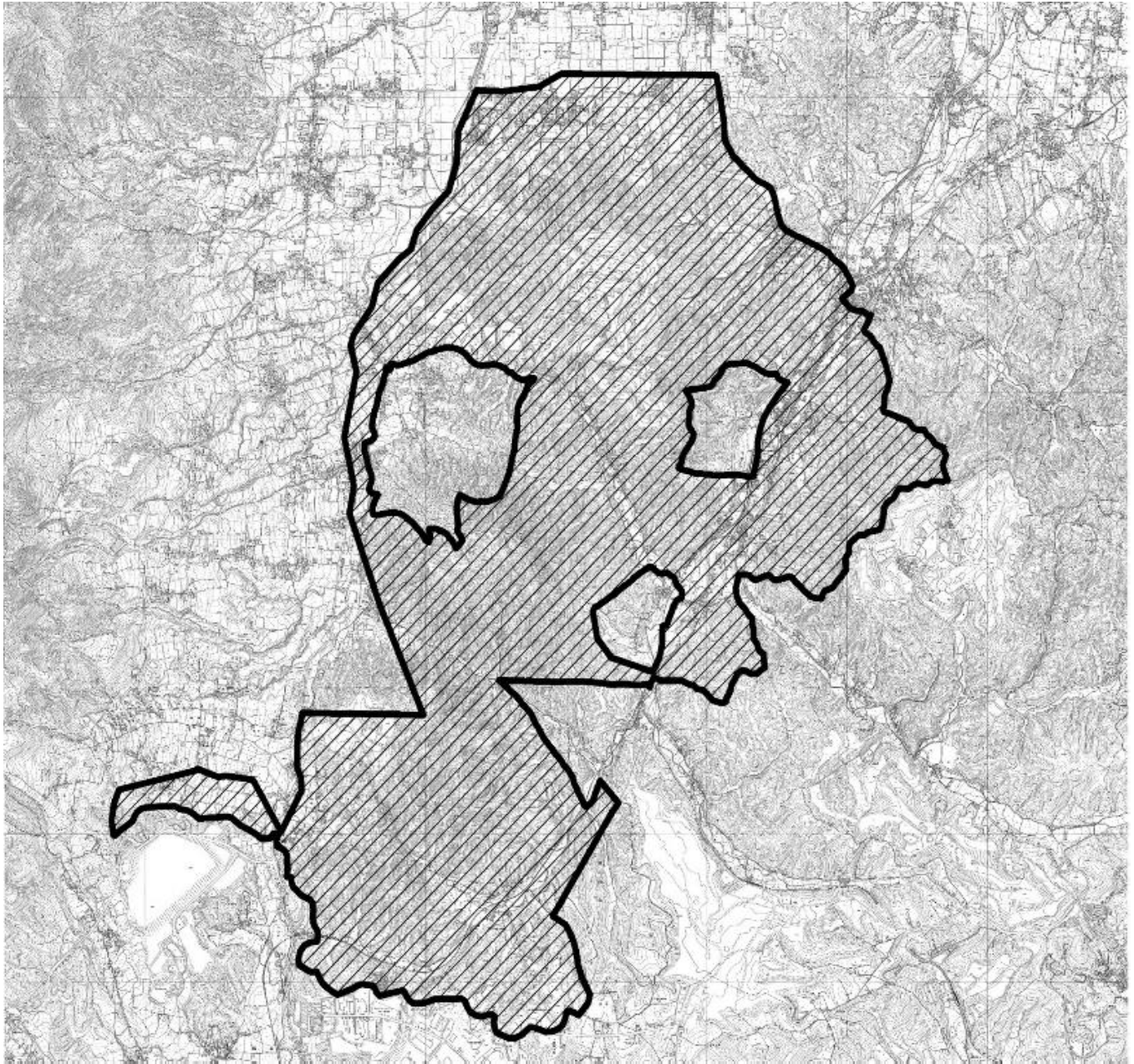
北進し、御所市と大淀町との境界に至り、その境界に沿って北西進し、新田特定猟具使用禁止区域（銃）との交点に至り、その境界に沿って進み、御所市と大淀町との境界に至り、その境界を北東進し、御所市と高取町との境界に至り、その境界を北西進し、富田、戸毛特定猟具使用禁止区域（銃）との境界に至り、その境界を北西進し、大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）との交点に至り、その境界を西進し、起点に至る一円の区域より、御所特定猟具使用禁止区域（銃）及び水泥特定猟具使用禁止区域（銃）及び栗阪、鳥井戸、小殿特定猟具使用禁止区域（銃）を除いた別紙第三図の斜線で示す部分に該当する区域（別紙


第三図の表示区域）

三 存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで







 御所南東部特定猟具使用禁止区域(銃)